

新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

書面会議

(通算：第 43 回 特措法に基づく対策会議：第 21 回)

日 時 令和 3 年 7 月 9 日 (金)

出席者：市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、産業環境部長、建設部長、都市整備部長、上下水道部長、教育振興部長、生涯学習部長、社会福祉協議会事務局長、安城消防署長、危機管理監、危機管理課長、危機管理課課長補佐、コロナ対策係長、健康推進課長、健康推進課主幹、健康推進係長

1 本部長あいさつ

- ・政府は、愛知県に発出していた「まん延防止等重点措置」を、今月 11 日をもって解除することを決定。これに伴い、愛知県は 7 月 12 日から 8 月 11 日まで「厳重警戒措置」を実施。
- ・本市の感染状況は、5 月の新規感染者数が 281 人と急激に増加したが、市民や職員の協力のもと、6 月は 91 人、7 月は 8 日までで 2 人と減少しており、この状態が少しでも長く続けばと願っているが、他県や県内の感染者数等を見ると、いつリバウンドが起きても不思議ではない状況。
- ・コロナワクチン接種については、ファイザー社製ワクチンの供給量が大幅に減少したため、現在、集団接種等の予約を停止している。ワクチン供給の目途が立ち次第、早期の再開を目指す。集団接種の日程に変更はないので、接種を希望する人が接種できるよう、引き続き全庁挙げて協力をお願いする。
- ・また、安全安心な保育・教育環境の整備及び災害時の体制確保を目的に、保育士、教員、災害対応職員等に接種の機会を設けたので積極的に活用すること。
なお、ワクチン接種は個人の意思に基づき実施されるので、職場や地域において、接種の強要や差別的な扱い、偏見などが生じないように配慮をお願いする。
- ・これからはオリンピック・パラリンピック、夏休みなどがあり人流が多くなることが予想される。第 5 波が警戒されるなか、市職員は、気を緩めることなく、基本的な感染予防策に取り組み、コロナ禍においても安全安心な事業の実施を心掛けること。

2 協議報告事項

- (1) 愛知県厳重警戒措置について
 - ア 措置期間は 7 月 12 日から 8 月 11 日まで。
- (2) 市主催のイベントや集会の実施可否の基準について
 - ア 基準内容は別紙のとおり。期限は 8 月 11 日まで。
- (3) 市公共施設等の利用制限状況について
 - ア 利用制限等については別紙のとおり。期限は 8 月 11 日まで。